

参考資料②－2
(輕減稅率制度關係參考資料)

軽減税率制度に関する党公約及び税制改正大綱等の変遷

所得税法等の一部を改正する法律（抄）【平成 21 年法律第 13 号】

附則第 104 条第 3 項

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

税制抜本改革法案（抄）【議員修正前】

第 7 条第 1 項

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ト③及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。次号ロにおいて同じ。）等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書 税関係協議結果（平成 24 年 6 月 15 日）（抄）

政府提出の税制抜本改革 2 法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○ 第 7 条（消費税率引上げに当たったの検討課題等）について

- ・ 消費税率の引上げに当たっては、低所得者に配慮した施策を講ずることとし、以下を確認する。
- (1) (*) 「低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とする。

また、「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とする。

税制抜本改革法（抄）【平成 24 年法律第 68 号】

第 7 条第 1 項

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組みその他これに準ずるものをいう。）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

Ｊーファイル２０１２（総合政策集）（自民党）【平成 24 年 12 月】

消費税引き上げが低所得者に与える影響を緩和するため、今後、食料品等に対する複数税率の導入を検討し、関係者の理解を得た上で実施します。簡素な給付措置については、低所得者に配慮した所得の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として実施します。

公明党 衆院選重点政策 manifesto2012【平成 24 年 12 月】

消費税率 8 % 引き上げ段階から、確実に低所得者対策を実行します。法律上は、食料品など生活必需品等への「軽減税率」や「簡素な給付措置」を検討することになっており、公明党は軽減税率の導入を目指します。

平成 25 年度税制改正大綱（抄）【平成 25 年 1 月 24 日】

- 消費税率の 10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時まで、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・ 対象、品目
 - ・ 軽減する消費税率
 - ・ 財源の確保
 - ・ インボイス制度など区分経理のための制度の整備
 - ・ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

Jーファイル 2013（総合政策集）（自民党）【平成 25 年 6 月】

消費税引き上げが低所得者に与える影響を緩和するため、今後、関係者の理解を得た上で、複数税率制度を導入することを目指します。

「当面する重要政治課題」（公明党）【平成 25 年 6 月】

消費税率の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響します。そのため、消費税率 8 % 引き上げ段階で、簡素な給付措置を実行します。さらに 10%引き上げ段階で、食料品などへの「軽減税率」導入をめざします。負担軽減のために現在、与党軽減税率制度調査委員会で、軽減税率を適用する対象、財源の確保、事業者等の事務負担などの制度設計について、鋭意検討を進めています。その際、中小・小規模事業者に過大な事務負担が生じないよう配慮します。

平成 26 年度税制改正大綱【平成 25 年 12 月 12 日】

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

政権公約 2014（衆議院総選挙 自民党政権公約）【平成 26 年 11 月】

経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率 10%への引上げは 2017 年 4 月に行います。また、軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入します。

2017 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について早急に具体的な検討を進めます。

マニフェスト2014（抄）（衆議院総選挙 公明党政権公約）【平成26年11月】

消費税率10%への引き上げ（2017年4月）と同時に、食料品などへの「軽減税率」の導入をめざします。消費税には、景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく同じ税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。課税の公平性を維持し、増税による“痛税感”を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠であると考えます。2017年度からの導入に向け、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進めます。

自由民主党・公明党連立政権合意【平成26年12月15日】

消費税率10%への引き上げは平成29年4月に行う。軽減税率については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について早急に具体的な検討を進める。

平成27年度税制改正大綱【平成26年12月30日】

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

「社会保障と税の一体改革」に関する法律の規定

税制抜本改革法（抄）【平成 24 年法律第 68 号】

（趣旨）

第 1 条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することにより一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

消費税法第 1 条第 2 項（税制抜本改革法により追加）

消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

社会保障改革プログラム法第 28 条の概要【平成 25 年法律第 112 号】

第二章（講ずべき社会保障制度改革の措置等）の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨指す観点から、税制抜本改革法の施行により増加する消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

各制度試案の比較

第2回消費税軽減税率制度検討委員会（5月22日開催）では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。

この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号（「○」、「△」、「×」）については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。	△ ➤ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は最も大きい。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和） ・第Ⅰ分位世帯の消費税負担割合 6.85%⇒6.37%（▲0.48%） ・第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合 3.40%⇒3.22%（▲0.18%） ⇒第Ⅰ分位世帯と第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合の差は0.30%縮小。 （第Ⅰ分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒11万2,162円 （▲8,470円） ➤ 3案の中では高所得者に及ぶ効果が最も大きい。 （第Ⅴ分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒34万6,759円 （▲19,750円）	△ ➤ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は中位。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和） ・第Ⅰ分位世帯の消費税負担割合 6.85%⇒6.72%（▲0.13%） ・第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合 3.40%⇒3.36%（▲0.04%） ⇒第Ⅰ分位世帯と第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合の差は0.09%縮小。 （第Ⅰ分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒11万8,306円 （▲2,325円） ➤ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は中位。 （第Ⅴ分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒36万1,572円 （▲4,938円）	× ・ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は小さい。 ※以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和） ・第Ⅰ分位世帯の消費税負担割合 6.854%⇒6.838%（▲0.016%） ・第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合 3.403%⇒3.398%（▲0.005%） ⇒第Ⅰ分位世帯と第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合の差は0.011%縮小。 （第Ⅰ分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円⇒12万342円 （▲290円） ➤ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は小さい。 （第Ⅴ分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円⇒36万5,992円 （▲517円）

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合																																																													
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感 できること	○ ➢ 飲食料品の購入頻度は、他の品目に比べて格段に高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感しうる。 ・飲 食 料 品：2,114回／世帯・年 ・その他の消費支出：116回／世帯・年 ・家具・家事用品：114回／世帯・年 ・教 養 娛 楽：114回／世帯・年 ➢ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。	△ ➢ 生鮮野菜は飲食料品の中で最も購入頻度が高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感する機会が多い。 ・生 鮮 野 菜：361回／世帯・年 ・生 鮮 肉：100回／世帯・年 ・精 米：8回／世帯・年 ➢ 加工食品の中にも購入頻度の高いものがある。 ・調 理 食 品：256回／世帯・年 ・油脂・調味料：122回／世帯・年 ・パ ン：117回／世帯・年 ➢ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。	× ➢ 購入頻度は月1回よりも少なく、税負担の軽減を実感できる機会は少ない。 ・精 米：8回／世帯・年 ➢ 年ごとの価格変動などによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。																																																													
＜軽減税率による価格引下げ幅＞：1％の場合：約－0.9％（1／110） 2％の場合：約－1.8％（2／110） （注）税率軽減分がそのまま価格に反映されると仮定。実際には、事業者における軽減税率への対応に伴うコストの増加や価格戦略の中で、税込価格の低下につながらない可能性あり。 ＜主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率＞ <table><tr><td>豆</td><td>腐</td><td>：－4.8％～＋8.8％</td><td>ト</td><td>マ</td><td>ト</td><td>：－21.9％～＋29.3％</td></tr><tr><td>弁</td><td>当</td><td>：－1.3％～＋2.8％</td><td>レ</td><td>タ</td><td>ス</td><td>：－41.4％～＋93.3％</td></tr><tr><td>ソ</td><td>ー</td><td>セ</td><td>ー</td><td>ジ</td><td>ろ</td><td>：－8.4％～＋7.7％</td></tr><tr><td>生</td><td>中</td><td>華</td><td>め</td><td>ん</td><td>ま</td><td>：－22.6％～＋87.0％</td></tr><tr><td>か</td><td>ま</td><td>ぼ</td><td>こ</td><td>：－11.0％～＋24.3％</td><td>豚</td><td>肉</td><td>：－2.2％～＋2.2％</td></tr><tr><td>野</td><td>菜</td><td>ジ</td><td>ュ</td><td>ー</td><td>り</td><td>ん</td><td>ご</td><td>：－20.9％～＋43.4％</td></tr><tr><td>牛</td><td>乳</td><td>：－2.4％～＋3.4％</td><td>鶏</td><td>卵</td><td>：－8.0％～＋20.1％</td><td colspan="2" rowspan="2">生鮮食品</td></tr><tr><td>食</td><td>パ</td><td>ン</td><td>：－4.9％～＋4.9％</td><td>精</td><td>米</td><td>：－7.3％～＋4.5％</td><td>精米</td></tr></table>				豆	腐	：－4.8％～＋8.8％	ト	マ	ト	：－21.9％～＋29.3％	弁	当	：－1.3％～＋2.8％	レ	タ	ス	：－41.4％～＋93.3％	ソ	ー	セ	ー	ジ	ろ	：－8.4％～＋7.7％	生	中	華	め	ん	ま	：－22.6％～＋87.0％	か	ま	ぼ	こ	：－11.0％～＋24.3％	豚	肉	：－2.2％～＋2.2％	野	菜	ジ	ュ	ー	り	ん	ご	：－20.9％～＋43.4％	牛	乳	：－2.4％～＋3.4％	鶏	卵	：－8.0％～＋20.1％	生鮮食品		食	パ	ン	：－4.9％～＋4.9％	精	米	：－7.3％～＋4.5％	精米
豆	腐	：－4.8％～＋8.8％	ト	マ	ト	：－21.9％～＋29.3％																																																										
弁	当	：－1.3％～＋2.8％	レ	タ	ス	：－41.4％～＋93.3％																																																										
ソ	ー	セ	ー	ジ	ろ	：－8.4％～＋7.7％																																																										
生	中	華	め	ん	ま	：－22.6％～＋87.0％																																																										
か	ま	ぼ	こ	：－11.0％～＋24.3％	豚	肉	：－2.2％～＋2.2％																																																									
野	菜	ジ	ュ	ー	り	ん	ご	：－20.9％～＋43.4％																																																								
牛	乳	：－2.4％～＋3.4％	鶏	卵	：－8.0％～＋20.1％	生鮮食品																																																										
食	パ	ン	：－4.9％～＋4.9％	精	米			：－7.3％～＋4.5％	精米																																																							

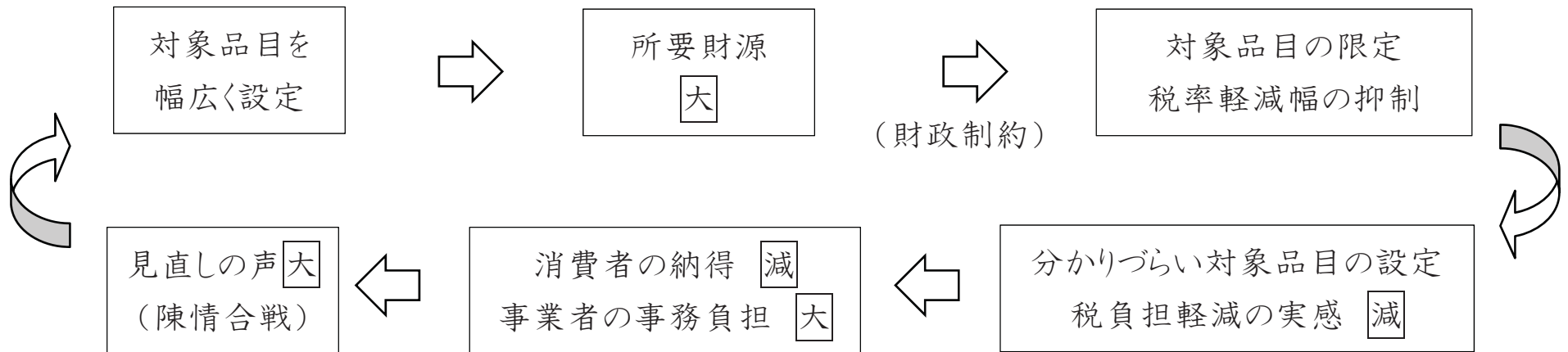
視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること	○ ➤ 飲食料品を幅広く対象としているため、線引きのあいまいな品目や不合理な品目は少ないことから、消費者にとって分かりやすく、納得しやすい。	× ➤ 高級外食やお菓子など、必ずしも生活必需品と言えないものを対象外とするが、干物や漬け物など日々の食卓に並ぶ食材も対象外となり、食品スーパーの棚ごとに税率が異なるイメージとなる。 ➤ どこまで手を加えると「加工」とするのかの線引きが難しく、食品表示基準によれば、単一種類の生鮮魚の刺身は軽減となるが、複数種類の生鮮魚の刺身の盛り合わせは標準となるなど、消費者にとって分かりづらい線引きとなる。 ➤ 生鮮食品の中には、高額の和牛なども含まれ、また、統計的には加工食品の方が逆進性が高い。 （逆進性：第Ⅰ分位世帯と第Ⅴ分位世帯の消費税負担割合の差） ・ 生鮮食品：0.37% ・ 加工食品：0.64%	× ➤ 対象品目の線引きは比較的容易かつ明瞭であり、線引きの点では消費者にとって分かり易い。 ➤ 購入頻度が低く、負担軽減額も限定的になり、また、他の主食的食料品（パン、めん類）はなぜ税率が異なるのか説明も難しいため、対象品目の選定に納得感を得られにくい。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと	× ➤ 農業・漁業、卸売・小売、食品製造、外食など300万弱の事業者が飲食料品を取り扱っており、これらの事業者区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。 ➤ 対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、その線引きの判断が容易であり、適用税率の判断に係る事務負担は相対的に小さい。 ➤ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。 ➤ インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。	× ➤ 飲食料品を取り扱う事業者は、その大半が生鮮食品を取り扱っており、「生鮮食品」を軽減税率とした場合は、「酒類を除く飲食料品」を軽減税率とした場合とほぼ同数の事業者区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。 ➤ 対象品目の線引きが難しい事例が出てくるのが想定され、またこれまで必ずしも相互に関連していなかった食品表示関連業務と経理業務の連携が求められるようになり、事業者の事務負担は大きく増加する。 ➤ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は大きい。 ➤ インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。	△ ➤ 農家が生産した米は、その大部分が米麦卸売業者により精米された後、小売業者を通じて消費者が購入するほか、食品製造業者や飲食店も仕入れることから、一定の範囲の業種において区分経理等の対応が必要となる。 ただし、精米を扱わない食品関係の事業者も存在することから、影響範囲はある程度限定される。 ➤ 対象品目が極めて限定的であり、かつ明確であることから、対象品目の線引き判断にかかる事務負担は小さい。 ➤ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。 ➤ インボイスに基づく経理は不要であり、対象品目が限定的であることから、追加的な経理事務負担も軽微と考えられる。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	○ ➤ 対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、代替性のある品目の税率が相違する事例は限定的と考えられる。	× ➤ 牛挽肉・豚挽肉と合挽肉といった類似の品目間、米とパン・うどんなど代替性のある品目間で異なる税率が適用され、歪みが生じる事例が多数。	× ➤ 主食的食料品であるパンやめん類などは標準税率となり、代替性のある品目間での歪みが生じる。
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	× ➤ 税率軽減幅を1%とする場合は 約6,600億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約1.3兆円 と大きな財源を必要とする。	△ ➤ 税率軽減幅を1%とする場合は 約1,700億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約3,400億円 の財源を必要とする。	○ ➤ 税率軽減幅を1%とする場合は 約200億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約400億円 の財源を必要とする。
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たり的に決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	△ ➤ 対象品目を「酒類を除く飲食料品」と広く設定しているため、対象外となる代替性のある飲食料品を対象とするよう求められる事例は限定的と考えられる。	× ➤ 対象品目の線引きが分かりにくく、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が多数生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。	× ➤ 対象品目の範囲が極端に狭く、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。

軽減税率制度の課題

1. 対象品目設定の悪循環



2. 事業者の事務負担の増加

- (対象が極小でない限り)インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠
- 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加

3. 政策目的になじまない効果

- 高所得者にまで恩恵が及び、所要財源が大きくなる一因となる

食品表示法の構造

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する**医薬品**、同条第二項に規定する**医薬部外品**及び同条第九項に規定する**再生医療等製品**を除き、**食品衛生法**第四条第二項に規定する**添加物**（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする**販売の用に供する食品に関する表示の基準**を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 加工食品

第三章 生鮮食品

第四章 添加物

第五章 雑則（第四十条・第四十一条）

附則

加工食品、生鮮食品、添加物の別に表示基準を策定

【食品表示基準(内閣府令)(抄)】(平成27年4月1日施行)

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。
- 二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。

別表第一(第二条関係)＜加工食品＞

- 1 麦類
精麦
- 2 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く。)、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉ずく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類
めん類、パン類
- 9 穀類加工品
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類

- 11 豆類の調製品
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品
- 12 砂糖類
砂糖、糖みつ、糖類
- 13 その他の農産加工食品
こんにゃく、その他1から12に分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品
蜂蜜、その他14から16に分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品
その他18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23に分類されない加工食品
- 25 飲料等 飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

別表第二(第二条関係)＜生鮮食品＞

1 農産物(きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)

(1) 米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)
玄米、精米

(2) 麦類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)
大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

(3) 雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)
とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

(4) 豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)
大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(5) 野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。)
根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

(6) 果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。)
かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

(7) その他の農産食品(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。)
糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

(1) 食肉(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。)
牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 乳
生乳、生山羊乳、その他の乳

(3) 食用鳥卵(殻付きのものに限る。)
鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

(4) その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。)

3 水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業等について

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）

（営業の指定）

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。）
- 二 喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）

（参考）食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

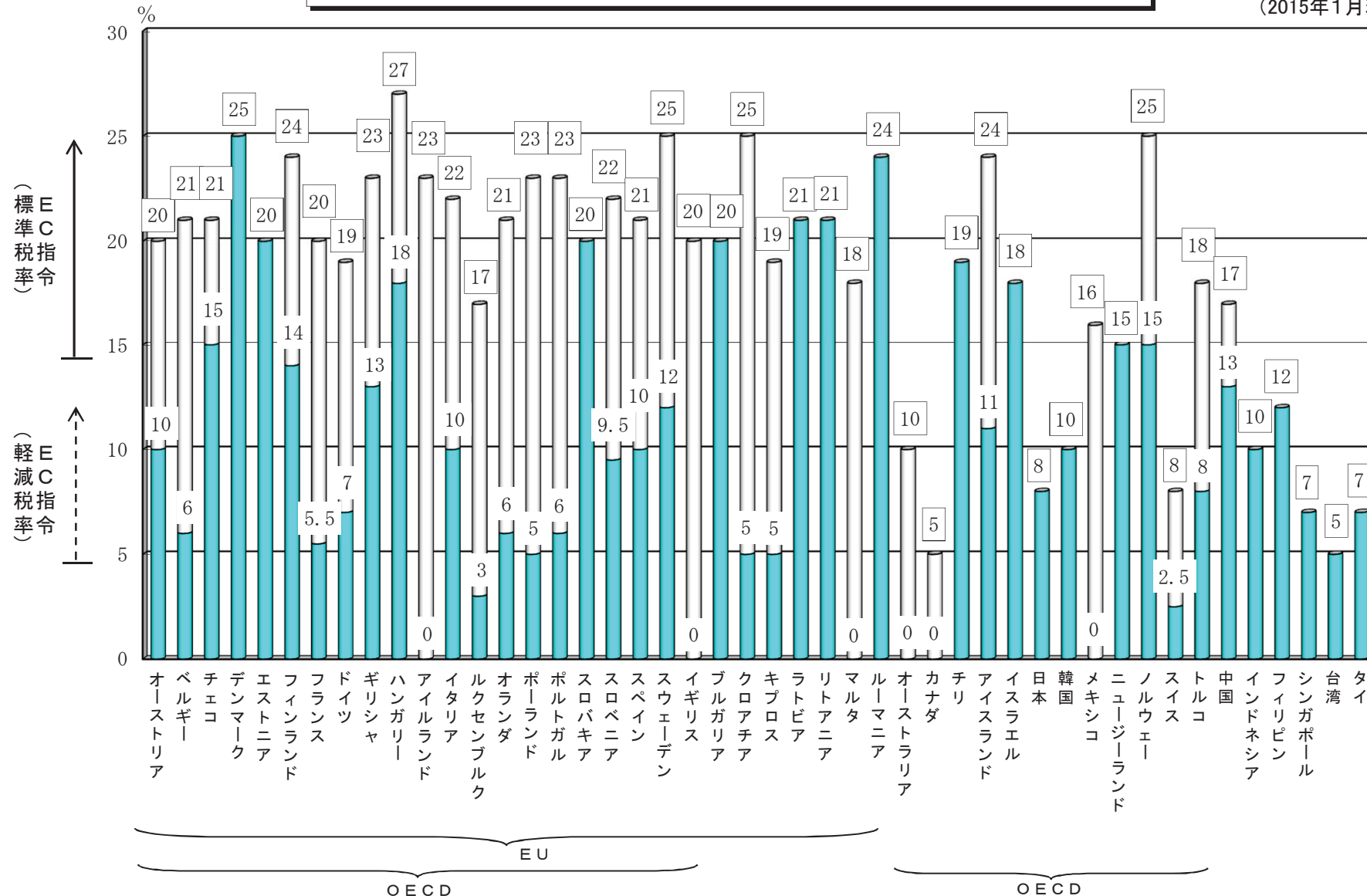
第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第六十二条 省略

③ 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条及び第五十四条から第五十六条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較

(2015年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率8%のうち、1.7%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される(例: オンタリオ州 8%)。
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている(例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)。
 4. 上記中、 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある(中国、韓国、インドネシア、台湾は、一部の食料品について非課税となる場合あり)。
 5. EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

諸外国における食料品・外食等に対する軽減税率の規定

(2015 年1月現在)

	フランス	ドイツ	イギリス	カナダ								
	標準税率 20%	標準税率 19%	標準税率 20%	標準税率 5%								
法律の規定と税率	水、非アルコール飲料、及び人間の消費を対象とした商品については、 税率 5.5% が課される。ただし、以下の品目 (標準税率)を除く。 (a) 砂糖菓子製品 (b) チョコレート、チョコレート又はカカオを含む複合原材料食料品 (ただし、自家製のミルクチョコレート、チョコレートボンボン、カカオ豆等には軽減税率を適用) (c) マーガリン及び植物油脂 (d) キャビア [租税一般法典] 以下に対し、 税率 10% の付加価値税が課される。 m.即時に消費するための飲食物の販売 [通達・指針]「その場で即時に消費するのに十分なサービスを伴うものをいい、レストラン、スポーツ施設、ショッピングセンター、映画館、キャバレー等での提供が含まれる (n. に該当するものを除く)」 n.即時に消費するためのテイクアウト又はデリバリー用の飲食物の販売 [通達・指針] 「・消費者による保存を想定しないもの、即ち、非常に迅速に消費しなければ味が変化する又は悪くなるものをいい、例えば、ケバブ、キッシュ、ピザ、スシ、ハンバーガー、クレープ等の提供や、カップ・グラスなどの保存できない容器に入った飲料の提供が含まれる。 ・対して、保存のために包装され又は容器に入れているものは、食料品の提供として 5.5% の税率 (サンドイッチ等を除く)。 ・ケーキ、パン、ヨーグルト (スプーン付を含む)、果実、冷凍食品等の提供は、常に 5.5% の税率。 ・自販機での提供は常に 10% の税率」	附表Ⅱに掲げる目的物の提供、輸入、及び域内輸入については、 税率を 7% に軽減 する。 [附表Ⅱ] (軽減税率) (抄) <table><tr><th>商品名</th><th>関税率表項目</th></tr><tr><td>肉・食用可能な畜殺副産物</td><td>2 類</td></tr><tr><td>魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の無脊椎水生動物 (観賞魚、イセエビ、ロブスター、牡蠣、カタツムリを除く)</td><td>3 類</td></tr><tr><td>球根、塊根、及び根茎</td><td>0601</td></tr></table> [付加価値税法] (注)外食に係る特段の規定はないが、レストランでの飲食など、食料品の譲渡が「サービスの提供」とみなされる場合には、標準税率が適用される。	商品名	関税率表項目	肉・食用可能な畜殺副産物	2 類	魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の無脊椎水生動物 (観賞魚、イセエビ、ロブスター、牡蠣、カタツムリを除く)	3 類	球根、塊根、及び根茎	0601	人間の消費のために使用される食料品等の提供であって、 ①ケータリングによる提供、 ②除外品目の提供、 以外のものには、 ゼロ税率 を適用する。 [除外品目] (標準税率) 1. アイスcream、フローズンヨーグルト等 2. 菓子 (ビスケット (チョコレート等でコーティングされているものを除く) 及びケーキを除く) : [脚注] 3. 「ケータリング」には、販売店舗で消費するための提供と、販売店舗外で消費するための温かい食料品の提供が含まれる。 3b. 「温かい食料品」とは、顧客に提供される時点で温かく、かつ、以下のいずれかに当たるものをいう。 (a) 温かい状態で消費するために温められたもの (b) 注文に応じて温められたもの : 3c. 「温かい」ものとは、周囲の外気温より高い温度であるものをいう。 : [1994 年付加価値税法・別表8]	附表Ⅵに含まれる提供は、 ゼロ税率 となる。 [附表Ⅵ] (ゼロ税率) (抄) 人間の消費のための食料品又は飲料 (甘味料等を含む) の提供であって、以下のものの提供でないもの。 (a) アルコール飲料 (e) キャンディー、キャンディーに分類され得る菓子類等 (m) ケーキ、マフィン、パイ、クッキーその他類似の製品で、以下の場合 i) 一度の提供で 6 個未満で消費者への販売用に事前包装されている場合 ii) 事前包装されていないが、一度の提供で 6 個未満で販売される場合 (o) 消費のために温められている飲料・食料品 (o. 4) その場で注がれた飲料 : (p) 自動販売機で売られている飲料・食料品 : [物品税法]
	商品名	関税率表項目										
肉・食用可能な畜殺副産物	2 類											
魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の無脊椎水生動物 (観賞魚、イセエビ、ロブスター、牡蠣、カタツムリを除く)	3 類											
球根、塊根、及び根茎	0601											

○独禁法

第二条 省 略
②～⑧ 省 略

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一～三 省略

四 ……

五 省略

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

⑩ 省 略

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 独禁法

第二条⑨

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

適用除外

○ 独禁法

第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

② 省略

③ 第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

→平成9年4月1日までに全て指定取消（現在ゼロ）

④ 著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

⑤・⑥ 省略

書籍、雑誌、新聞、レコード、音楽用テープ、音楽用CDの6品目に限定。
※「物」でない「電子書籍」は対象外

○ 不公正な取引方法（一般指定） 公取S57告示15号

（差別対価）

3 （前略）不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

○ 新聞業における特定の不公正な取引方法（特殊指定） 公取H11告示9号

1 日刊新聞（以下「新聞」という。）の発行を業とする者（以下「発行業者」という。）が、直接であると間接であると問わず、地域又は相手方により、異なる定価を付し、又は定価を割り引いて新聞を販売すること。ただし、学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもつてこれらの行為については、この限りでない。

2 新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者（以下「販売業者」という。）が、直接であると間接であると問わず、地域又は相手方により、定価を割り引いて新聞を販売すること。

3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。

一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）。
二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

備考

この告示において、「日刊新聞」とは、一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。

有害図書等に係る規定（フランス、ドイツ）

仮 訳

	フランス	ドイツ
名称	青少年向けの出版物に関する法律	青少年保護法
規定振り	第 14 条(略) 内務省は下記を禁止する権限を有する。 － ポルノ的な性質を有する又は犯罪、暴力、特定の個人や団体に対する差別若しくは憎悪、人間的尊厳の侵害、麻薬若しくは向精神性物質の使用、保有若しくは密売を奨励する可能性がある内容により、<u>青少年への危害を有するようなあらゆる性質の出版物を未成年に推奨、贈与若しくは販売すること</u> － 店若しくは売店の内外問わず、あらゆる場所において<u>公衆の面前に晒すこと</u>、及びポスターによって広告すること － パンフレット、出版物内の広告及び挿入、最終的な買い手に送られる回状、ラジオやテレビでの放映による当該出版物のための<u>広告</u>を行使すること しかしながら、内務省は当該禁止のうち、前二者若しくは前者のみを宣言する裁量を有する。(略)	第 15 条 青少年に有害なパッケージメディア (1) 第 24 条第 3 項第 1 文の規定により<u>青少年有害メディアリストへの記載が公示されたパッケージメディア</u>については、次の各号に掲げることをしてはならない。 1. 児童又は少年に提供を申し込み、<u>引き渡し</u>、又は他の方法で利用に供すること。 2. 児童若しくは少年が立入りできる場所若しくは<u>中を見ることのできる場所で陳列し</u>、音響を発し、上映し又は他の方法で利用に供すること。 (略) 6. 児童若しくは少年が立入りできる場所若しくは中を見ることのできる場所で公然と、又は[通常の]取引とは別の関連の取引においてパッケージメディア若しくはテレメディアを頒布することにより、提供を申し込み、<u>公表し又は宣伝すること</u>。 (2) <u>次の各号に掲げる青少年に極めて有害なパッケージメディア</u>は、リストへの記載及び公示を要することなく、第 1 項に定める制限に服する。 1. 刑法典第 86 条、第 130 条、第 130a 条、第 131 条、第 184 条、第 184a 条、第 184b 条又は第 184c 条に掲げる内容を有するもの [ポルノ、児童ポルノ、特定集団に対する憎悪をかきたてるもの等]

軽減税率の導入に伴い事業者が生じる事務負担

業務実務（商品管理）

- ・ 顧客（消費者）から適用税率を聞かれる場合
- ・ 顧客（事業者）から請求書（領収書）の発行を求められる場合

があることから、日々の業務において適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要。

納税事務（区分経理に基づく税額計算）

税額を計算する際には、

- ・ 軽減税率が適用される1年間の取引の合計額
 - ・ 標準税率が適用される1年間の取引の合計額
- を区分して計算する必要。

仕入の際に、

- ・ 納品書に記載された各品目の適用税率が正しいか確認し、
- ・ 確認した適用税率を価格ラベルに記載しておく、あるいは適用税率確認用の早見表や簡易なシステムなどを作成。

販売の際に、

- ・ 消費者から適用税率を聞かれた場合は、価格ラベルなどを見て適用税率を説明。
- ・ 事業者から請求書の発行を求められた場合は、価格ラベルなどを見て、以下の内容が記載された請求書を発行。
 - ✓ 軽減税率対象品目である旨の印
 - ✓ 適用税率ごとの取引金額

日々、業務終了後に、

- ・ 軽減税率が適用される売上と
 - ・ 標準税率が適用される売上を
- それぞれ集計し、区分して記帳（売上の区分経理）。

また、受領した請求書に基づいて、

- ・ 軽減税率が適用される仕入と
 - ・ 標準税率が適用される仕入を
- それぞれ集計し、区分して記帳（仕入の区分経理）。

上記の区分経理に基づいて、売上税額及び仕入税額を計算。

事業者の主な日々の追加業務【飲食料品小売業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務
※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」（B案）を前提

軽減税率導入時の主な対応

- 軽減税率に対応したレジの買替え・改修や、会計システム等の改修が必要。

（注）単機能なレジは1台1～2万円程度。POSレジは1台20～100万円程度。

日々の業務として、主に以下の作業が発生

【仕入】

- 仕入の区分経理や、販売時の適用税率設定のため、納品書に記載された各品目の適用税率が正しいか確認。
- 適用税率別に区分して仕入を記帳。

【販売】

- 仕入時に確認した対象品目の線引きにしたがって、
 - ・POSレジの場合は、POSレジに適用税率を登録。
 - ・単機能レジやバーコードのない商品の場合は、価格ラベルに適用税率を記載し、レジ打ち時に適用税率を入力。

- 領収書を求められた場合は、
 - ・適用税率ごとに取引金額を集計して記載するとともに、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額を記載した明細を発行。

- 割引券などによる値引きは、軽減税率対象品目と標準税率対象品目の販売額の比率で按分する等、値引き額を合理的に配分し、適用税率ごとの販売額を再計算。

- 【記帳】業務終了後、一日の売上を適用税率別に集計し、区分して売上を記帳。

- 【決済】適用税率及び適用税率ごとの請求金額が、納品書と請求書で一致しているか確認。

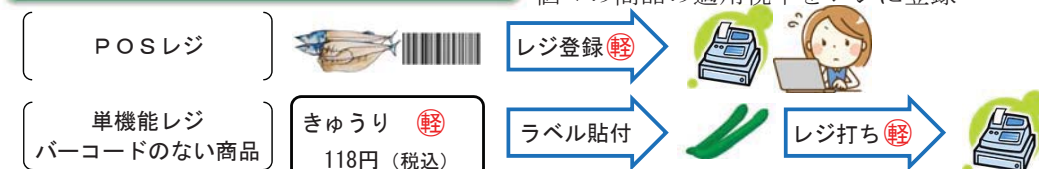
①適用税率の確認

コンビニで数千、スーパーで数万、百貨店で約10万の商品を取扱い。

②仕入の区分経理

現行（税込経理の場合）	軽減税率導入後（税込経理の場合）
4/1 仕入（野菜等） 22,000 買掛金 22,000	4/1 → 仕入（野菜等） 10,800 買掛金 21,800 区分 → 仕入（割箸等） 11,000

③適用税率のレジ登録・ラベル貼付



④領収書の発行

領収証	
うなぎ	サの字 様 20XX年X月X日
¥7,249-	
うち軽減税率対象品目: ¥4,184-	
うち標準税率対象品目: ¥3,065-	
但米	明細書
※豚肉 ¥631	
※割りばし ¥398	
※きゅうり ¥271	
※精米 ¥2,567	
※ビール ¥2,496	
計 ¥7,249	
うち軽減対象 ¥4,184	
うち標準対象 ¥3,065	

<④～⑥>
POSレジを扱えない事業者は、軽減税率対象品目と標準税率対象品目をそれぞれ、手作業で集計・計算。

⑤値引き

〇〇商店 20XX年X月X日 XX:XX	
豚肉 ¥631	
ビール（6本） ¥1,248	
精米 ¥2,567	
カレールウ ¥202	
割りばし ¥398	
紙皿 ¥198	
小計 ¥5,634	
値引き（割引券） ▲¥500	
合計 ¥5,134	
軽減対象 3,707円	標準対象 1,927円
本体 3,432円	本体 1,752円
税 275円	税 175円
計 5,634円	
割引券 ¥500	
按分	
軽減対象 3,378円	標準対象 1,756円
本体 3,128円	本体 1,596円
税 250円	税 160円
計 5,134円	

⑥売上の区分経理

現行（税込経理の場合）	軽減税率導入後（税込経理の場合）
4/1 現金 220,000 売上（野菜等） 220,000	4/1 現金 218,000 → 売上（野菜等） 108,000 区分 → 売上（割箸等） 110,000

- ✓ 「E U型インボイス制度」（6月5日資料D案）を導入した場合も、基本的には同様。
- ✓ 納税義務がないにもかかわらず、免税事業者に、軽減品目に印を付した請求書の交付義務と、そのための商品管理の事務が生じる。

地方の商店の例

<単一税率(現行)>

販売

キャベツ 208円
 割り箸 162円
 缶詰め 486円
 お酒 270円
 ほうき 324円

合計 1,450円
 預かり 1,500円
 お釣り 50円



※ お釣りは小銭箱から支払(50円)

代金を小銭箱に入れるだけ

記帳

商品の区分けは不要のため、小銭箱の現金(売上)の合計を売上げとして記帳

日付	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/1	売上	43,200円		
4/1	仕入		21,600円	
4/2	売上	54,000円		
4/2	仕入		32,400円	
...	...	...	...	...

単一税率であるため、仕入も税率毎の区分けは不要

(仕入)

納品書

品名

数量

単価

金額

合計

印

受取人

受取日

送り先

送り先住所

送り先電話番号

送り主

送り主住所

送り主電話番号

※ 免税点(1000万円以下)前後の売上げの事業者の粗利益は、小売業の平均的な課税仕入率8割とすると、200万円程度
 ※ 中小零細事業者の中には、現金出納帳のみを作成し、商工会議所などの記帳代行を利用しているケースも多いが、複数税率を導入した場合、軽減税率分と標準税率分を適正に区分けした売上記録がなければ、こうしたサービスを利用できなくなる

<複数税率の場合>



軽減税率用

キャベツ 208円
 割り箸 165円
 缶詰め 486円
 お酒 275円
 ほうき 330円

軽減税率分 694円
 ※ お釣り (17.07円)
合計 1,464円
 預かり 1,500円
 お釣り 36円

標準税率分

※ お釣り (18.93円)

標準税率用

- 売上の都度、
- ①商品ごとに適用税率を判断
 - ②代金を税率別にそれぞれ集計
 - ③代金を軽減税率用と標準税率用の小銭箱に配分
 - ④お釣りをそれぞれの小銭箱から按分して支払
 - ⑤売上の内容を記録

税率別の小銭箱の現金(売上)の合計をそれぞれの売上げとして記帳

日付	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
4/1	売上(軽減)	21,600円		
4/1	売上(標準)	22,000円		
4/1	仕入(軽減)		10,800円	
4/1	仕入(標準)		11,000円	
4/2	売上(軽減)	32,400円		
4/2	売上(標準)	21,600円		
4/2	仕入(軽減)			
...	...	...	...	...

仕入についても、適用税率別に区分けして記帳する必要

区分経理の方法の比較(現行方式・区分記載請求書等保存方式・適格請求書等保存方式)

現行の請求書等保存方式

請求書	請求書(控)
○○御中 11月分 21,600円(税込) 11/1~30 食料品等 5,400円 : 合計 21,600円	□□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1~30 食料品等 10,800円 : 合計 43,200円



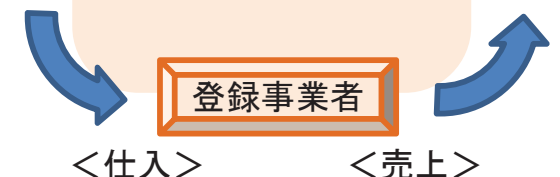
区分記載請求書等保存方式

請求書	請求書(控)
○○御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 食料品※ 5,400円 11/8 雑貨 5,500円 : 合計 21,800円 (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) 注※印は軽減税率(8%)適用商品	□□御中 11月分 43,600円(税込) 11/5 食料品※ 10,800円 11/9 雑貨 11,000円 : 合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) 注※印は軽減税率(8%)適用商品



適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

請求書	請求書(控)
○○御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 食料品※ 5,000円 11/8 雑貨 5,000円 : 合計 20,000円 消費税 1,800円 (10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円) △△(株) 登録番号 △△△-△△△	□□御中 11月分 40,000円(本体) 11/5 食料品※ 10,000円 11/9 雑貨 10,000円 : 合計 40,000円 消費税 3,600円 (10%対象 20,000円 消費税 2,000円) (8%対象 20,000円 消費税 1,600円) ○○(株) 登録番号 ○○○-○○○



(単一税率のため※印は不要)	①	※印の記載あり(買手による記載も可)	①	※印・税率・税額の記載あり
(単一税率のため税率毎の取引金額は不要)	②	税率毎の取引金額の記載あり (買手による記載も可)	②	税率毎の取引金額の記載あり
請求書等の交付義務なし	③	請求書等の交付義務なし	③	請求書等の交付義務あり
不正発行の罰則なし	④	不正発行の罰則なし	④	不正発行の罰則あり
事業者番号の記載なし	⑤	事業者番号の記載なし	⑤	登録番号の記載あり

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について（案）

【売上側】

※ 現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称））の対象範囲とほぼ同じ

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送
- ・ せり売り等の媒介、取次ぎを行う者を介して行う農水産品の販売
- ・ 農協や漁協において無条件委託方式、かつ、共同計算方式により行う、組合員の生産した農水産品の販売
- ・ 3万円未満の自動販売機による販売
- ・ その他請求書等の交付を行うことが困難な一定の場合

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- ・ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・ 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

【仕入側】

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等（区分記載請求書の記載事項を満たすもの）の保存により仕入税額控除が可能な場合

- ・ 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。）
- ・ せり売り等の媒介、取次を行う者が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）
- ・ 農協や漁協が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者等を特定せずに販売を行う場合の、組合が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

- 請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる場合
 - ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶の運賃
 - ・ 「適格簡易請求書」である入場券、乗車券、搭乗券等が事後に回収される場合の入場料、運賃等
 - ・ 古物営業を行う者が消費者等から古物を買取る場合
 - ・ 質屋営業を行う者が消費者等から質物の所有権を取得する場合
 - ・ 不動産業者が消費者等から建物を購入する場合
 - ・ リサイクル業者が消費者等から再生資源及び再生部品を買取る場合
 - ・ 3万円未満の自動販売機での購入
 - ・ その他請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合

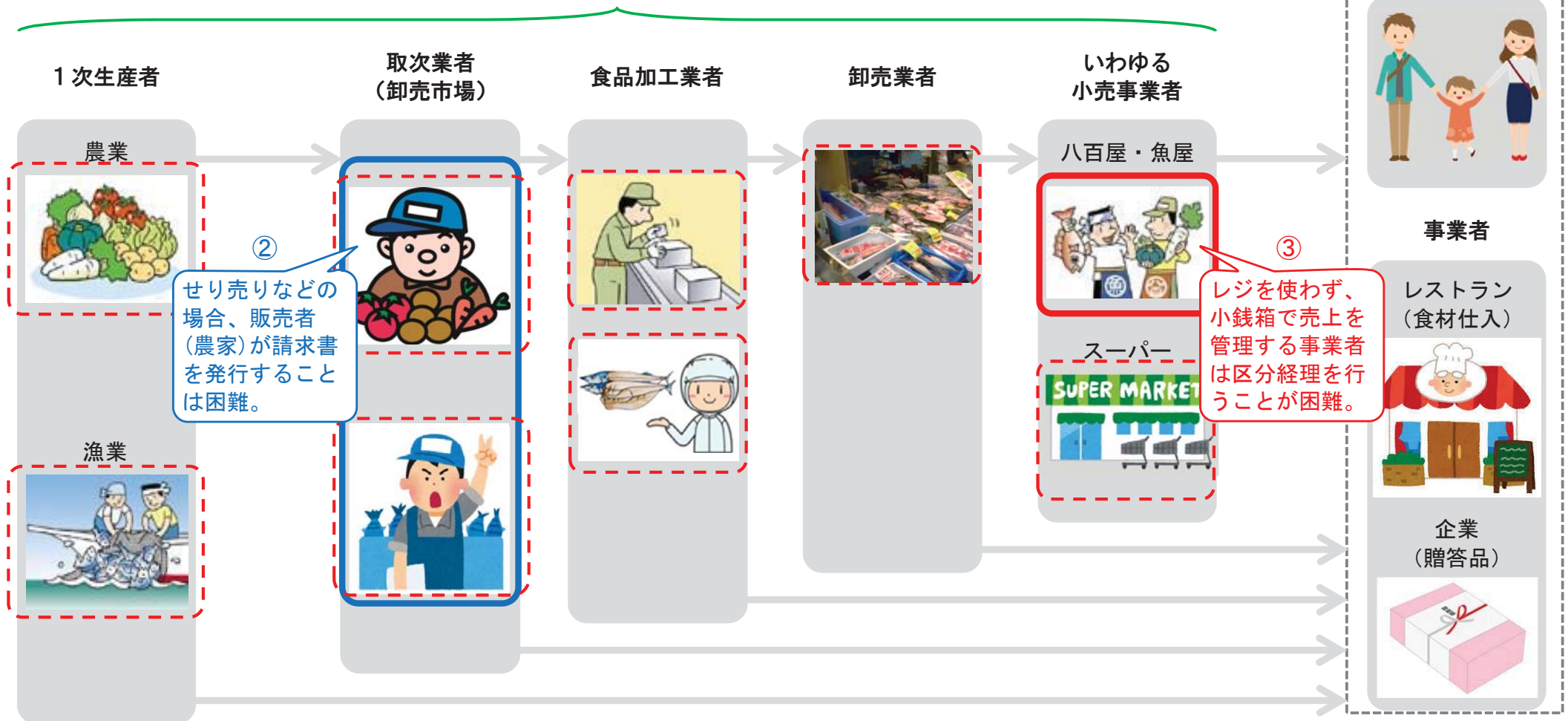
※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。
（現行「3万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。）

※ 免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除を可能とする。

軽減税率の導入に伴う対応が困難な場合として、以下の類型が考えられる。

- ① 複数税率の導入に伴ってインボイス方式を導入するとしても、すぐには新たな税額の計算方法に移行できない、または、適正な請求書を発行することができない中小事業者がいる。
- ② 流通形態が特殊な事業者は、複数税率に対応した請求書の発行が困難。
- ③ 税率ごとの商品管理や区分経理ができない事業者は、自らの税額を計算できない。

- ① ・ 現行の税額計算（税込価格から税率で割戻し）になじみ、インボイス方式による税額計算（インボイスに記載された税額の積上げ計算）にすぐには移行できない
・ 適正な請求書を発行することができない



売上税額の計算の特例が適用される事業者について

課税事業者数 : 約 310 万者
 ・うち 5,000 万円以下の
 本則課税事業者数 : 約 74 万者
 ・うち簡易課税事業者数 : 約 123 万者

1 次生産者

農林水産業

課 約 17 万者

取次業者 (卸売市場)

食品加工業者

食品関係製造業

課 約 4 万者

卸売業者

食品関係卸売業

課 約 5 万者

小売事業者

食品関係小売業

課 約 14 万者

消費者・事業者

農業



農林水産業

本 約 3 万者

簡 約 12 万者

漁業



食品関係製造業

本 約 0.7 万者

簡 約 2 万者



食品関係卸売業

本 約 0.9 万者



食品関係卸売業

簡 約 1 万者



食品関係小売業

本 約 4 万者



食品関係小売業

簡 約 4 万者



①仕入れの区分経理ができる事業者
(簡易課税の適用を受けない卸売事業者及び小売事業者)

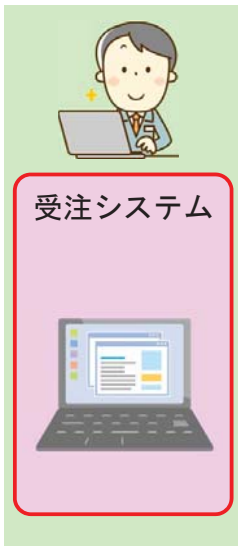
②仕入れの区分経理ができない事業者等
(①以外の事業者)

(注1) 事業者数は平成 25 年度の消費税申告実績等を基に推計。

(注2) 事業者数の「課」は課税事業者数、「本」は売上 5,000 万円以下の本則課税事業者数、「簡」は簡易課税事業者数。

事業者のシステムについて

卸売事業者



発注（発注データ）

納品

請求（請求データ）



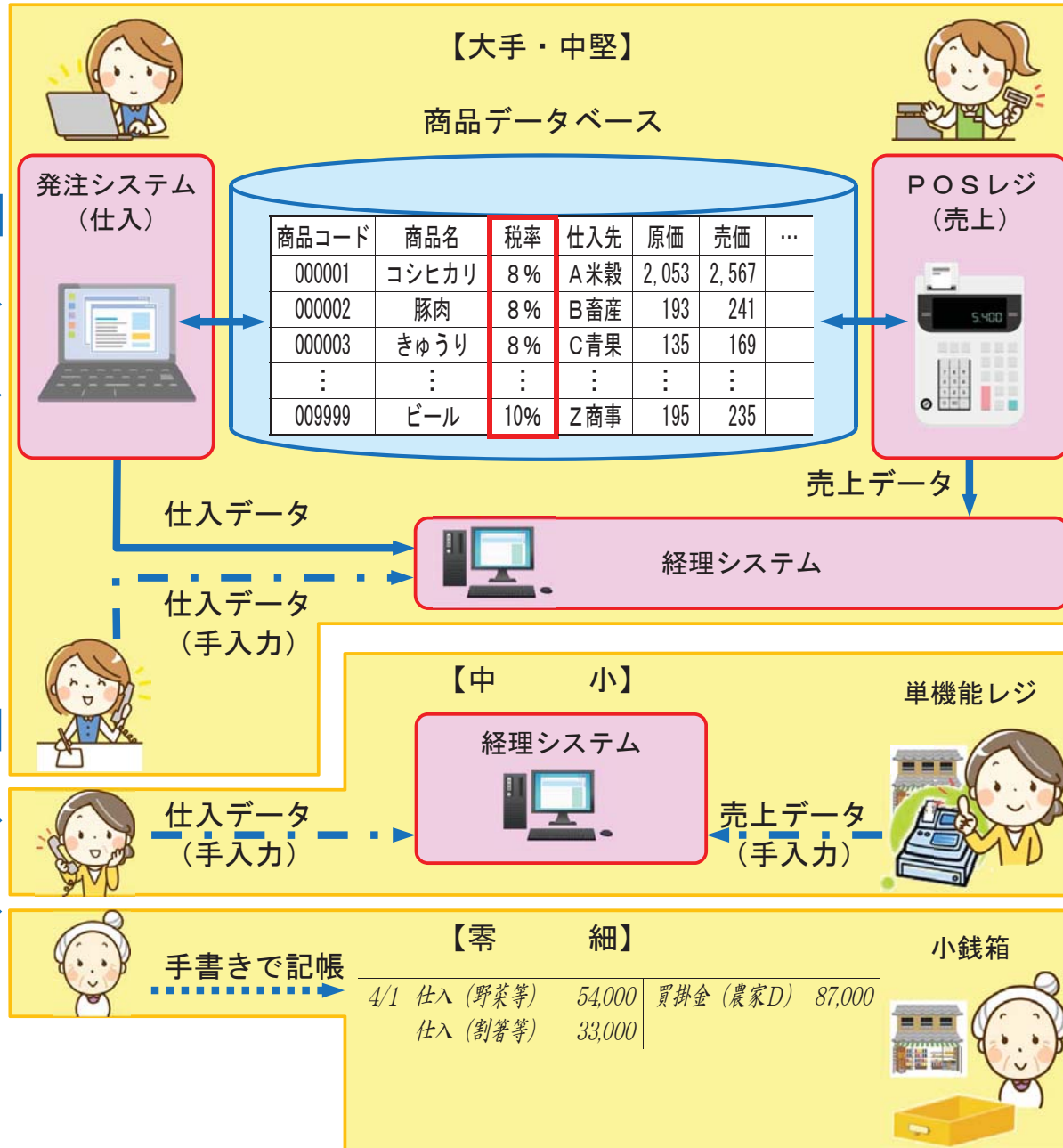
発注（電話・FAX）

納品

請求（請求書）



小売事業者



消費者

〇〇商店
20XX年X月X日 XXXX

豚肉	¥631
ビール（6本）	¥1,248
精米	¥2,567
カレーうどん	¥202
⋮	
割りばし	¥398
紙皿	¥198
合計	



軽減税率を導入する場合の事業者の準備期間について

与党税制協議会における
ヒアリング等に基づき作成

制度の詳細決定

政省令や通達により、具体的な対象品目の線引きや計算方法、帳票の記載事項等が明らかになってからでなければ、システム改修に着手できない

春物商品の受発注は
2月から始まる

施行

最低 1 年半程度

【大手・中堅事業者のシステム対応】 (4～6か月程度)

- ・ 影響が生じる事務の洗出しや、業務手順の見直し
- ・ 納品書や請求書などの帳票や、会計・経営管理のシステム等をどのように改修するか検討

(4～6か月程度)

- ・ 対象品目の線引きについて、流通業界で認識を共有
- ・ 受発注や請求の際に、事業者間でやりとりするデータの内容や形式を調整・統一

(6か月程度)

- ・ 業界調整の結果を踏まえ、自社のシステムを改修・テスト
- ・ 取引先とのシステム連携テスト
- ・ 商品データベースに、商品ごとの適用税率を登録

※ エンジニア不足のおそれ

コンビニで数千、スーパーで数万、百貨店で約10万の商品を取扱い

【中小事業者のシステム対応】 (6か月程度)

パッケージソフトの開発
(ソフトメーカー)

パッケージソフトのカスタマイズ
(6か月～1年程度)

- ・ 影響が生じる事務の洗出しや、業務手順の見直し
- ・ システムをどのように改修するか検討の上、改修
- ・ 商品データベースに、商品ごとの適用税率を登録

【その他】

価格戦略の見直しや取引先との
価格交渉、カタログ等を見直し

対象品目の線引きや新たな業務手順、
経理事務などに関する従業員教育

税務署や中小企業団体等が中心となって、軽減税率制度について周知し、区分経理等について指導。
特に、納税義務者ではない免税事業者（全800万事業者のうち約500万事業者）も、個々の商品の適用税率を管理することになることから、
○ 区分経理に対応した請求書等保存方式（軽減品目に印を付した上で、税率ごとに取引金額を記載した請求書）の発行が義務付けられることを周知徹底。
○ また、こうした請求書を発行するためには、仕入から販売の段階まで、個々の商品の適用税率を確認することが必要であり、これを実施するための日々の業務手順も指導。

(参考) 総額表示義務の導入時は、小売業におけるレジや経理システムの改修、価格戦略の見直しなどのため、
法案成立から施行まで1年間を要している。

大

綱

決

定

法

案

提

出

法

案

成

立

政

省

令

公

布

・

通

達

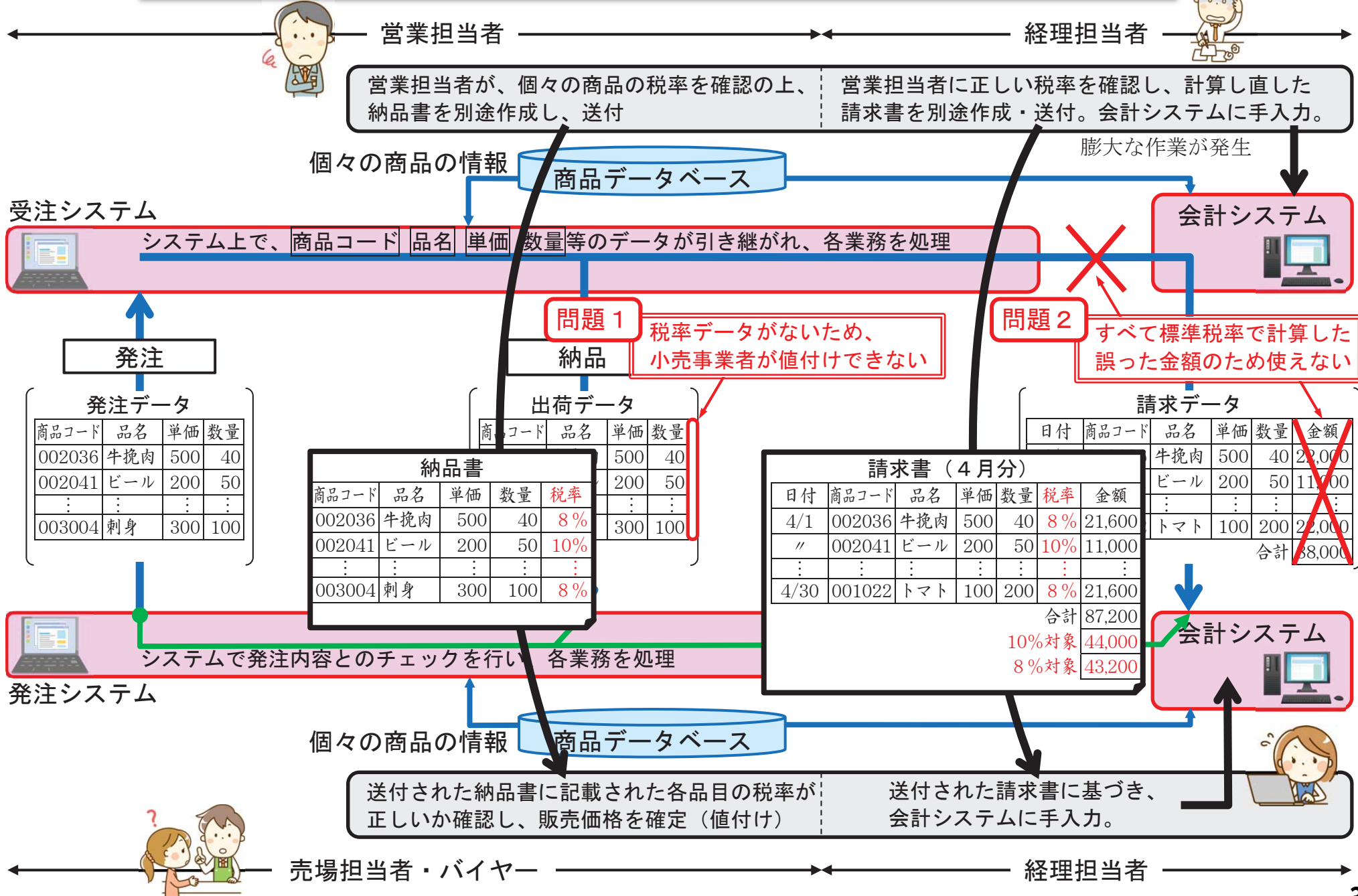
公

表

システムの改修が間に合わない場合

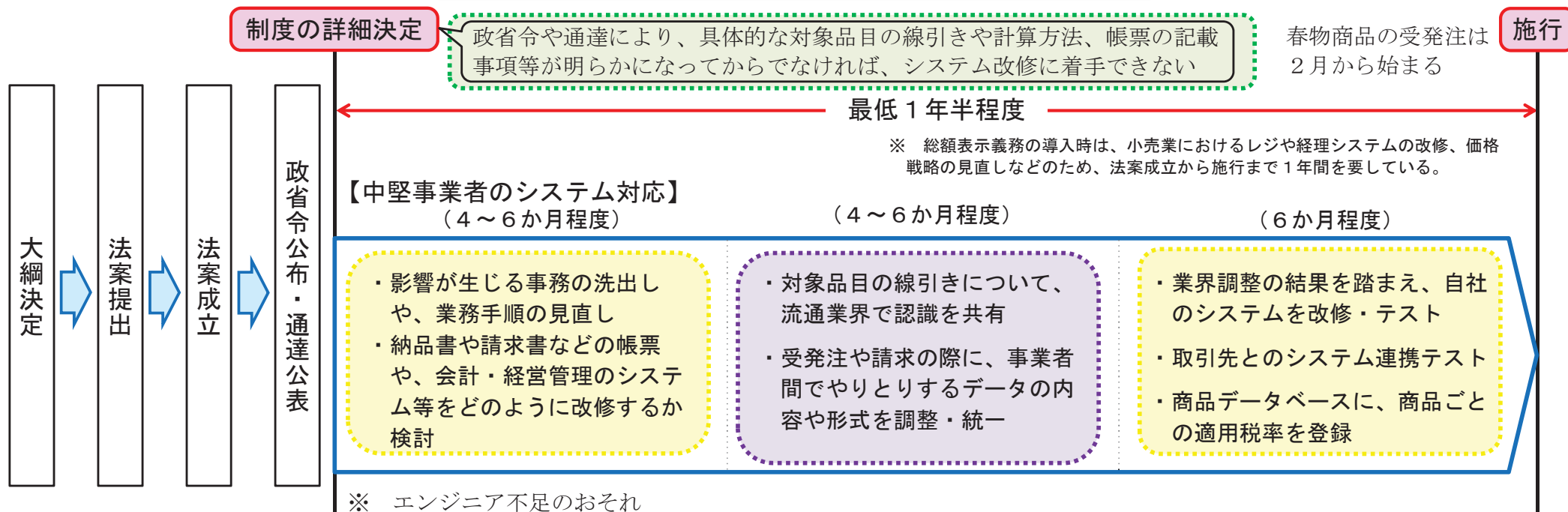
卸売事業者

小売事業者



事業者の円滑な準備に向けての対応

与党税制協議会における
ヒアリング等に基づき作成



事業者ができる限り早期にシステム改修に着手できるようにする対応

- 「28改正大綱」に、「対象品目」の定義等をできる限り明確に規定
- 政省令や通達の早期策定

システム改修の規模を極力抑えるようにする対応

- 現行の実務を極力変えずに済むよう制度設計
 - ✓ 請求書等の記載事項の変更を必要最小限のものにする
 - ✓ 現行の税額計算の方法、「簡易課税制度」を維持
- 複雑な処理を求めない制度設計（「一体商品」や「組合せ商品」の取扱いなど）

システム改修を出来る限り迅速に行えるようにする対応

- 関係省庁等による説明会などを実施し軽減税率制度を周知徹底
- 税率区分の確定や、事業者間のシステム連携のための調整などが円滑に進むよう、相談・質問対応の体制を整備するとともに、関係事業者団体の協力を得て事業者支援体制を整備
- 中小事業者等のレジ導入・システム改修に対して支援

システム改修が間に合わない場合の事業者の負担が極力小さなものとなるようにする対応

- システム対応が間に合わない事業者が取引から排除されないよう、必要な体制の整備等
- 線引きが明確な「対象品目」の設定
- 税額計算の特例を設定
- 税務当局は、特例について積極的な広報を行うとともに、区分経理や税額計算に関し丁寧に相談や記帳指導を行うなど、軽減税率制度の円滑な定着を主眼とした対応

消費税率の引上げと使途の明確化(税制抜本改革法)

○消費税率の引上げ

- 平成26年 4 月 1 日
 5 % ➡ 8 %

消費税	4% → 6.3%
地方消費税	1% → 1.7%
- 平成29年 4 月 1 日
 8 % ➡ 10%

消費税	6.3% → 7.8%
地方消費税	1.7% → 2.2%

○消費税収の使途の明確化

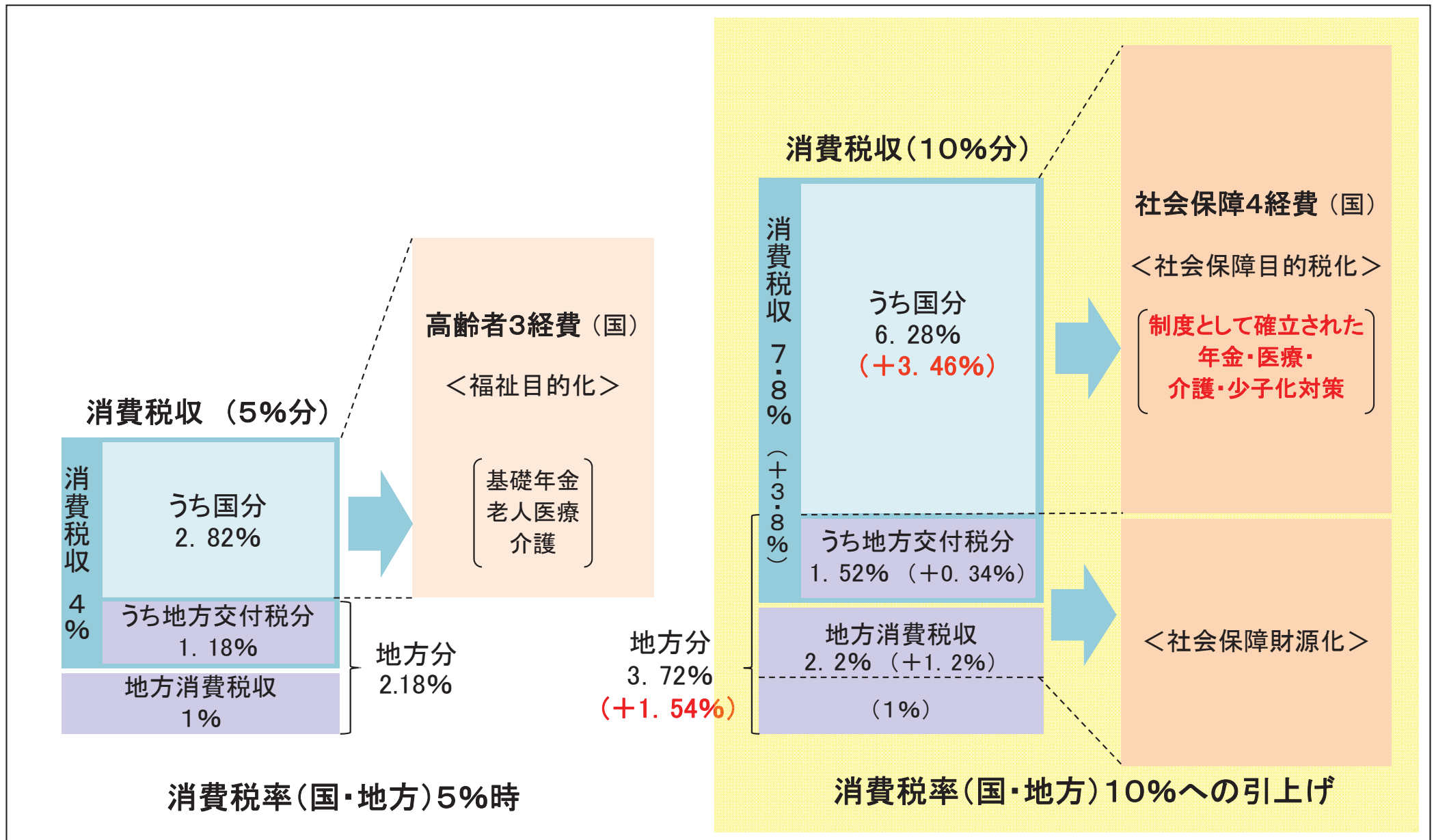
(消費税法第1条第2項)

消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(参考) 地方税法第72条の116

- 1 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。
- 2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

消費税込収の国・地方の配分と使途



(注1) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税込収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%))、地方消費税込収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。

(注2) 消費税率5%時の地方交付税率は29.5%であり、消費税率10%時の地方交付税率は19.5%となる。

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

社会保障・税一体改革
関係6大臣打合せ(平成
25年9月10日)を踏ま
えたとりまとめ(平成25年
10月 自・政審総務会、
公・政調全体会合報告)

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
 - ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
 - ・社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーの確保等
- など

○難病、小児慢性特定疾患に係る
公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度の改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化
を併せて実施

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

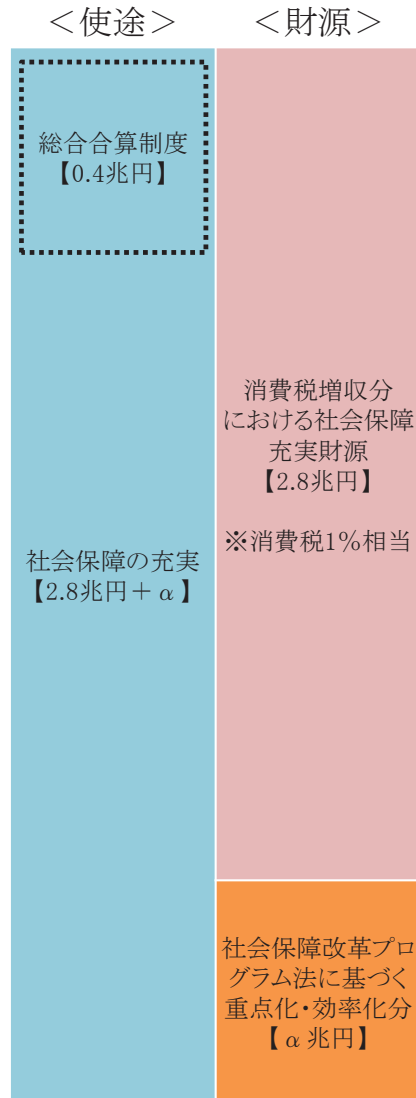
所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(平年度ベース)

(2018年度)

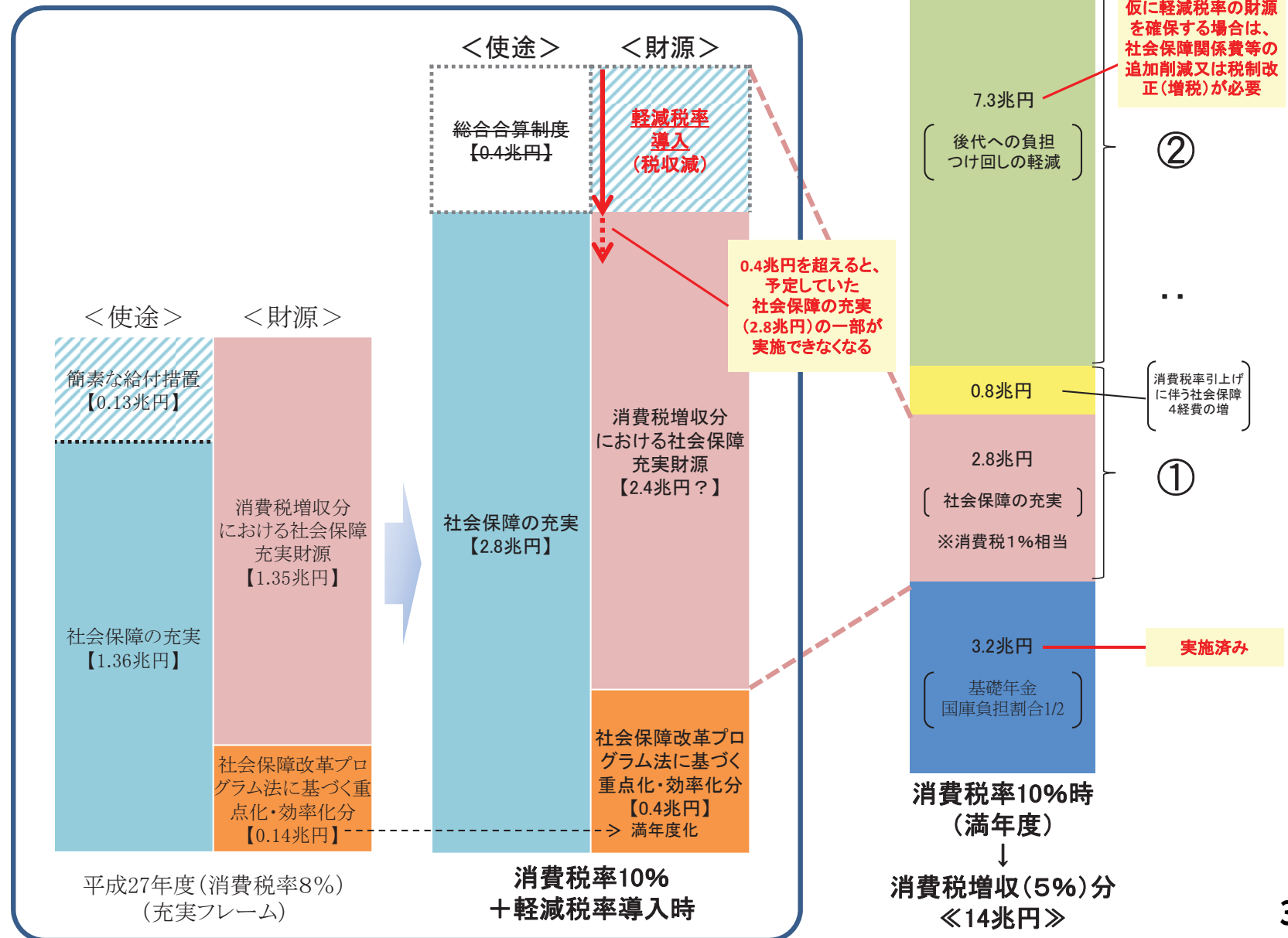
社会保障・税一体改革における軽減税率の財源のあり方

1. 社会保障の充実分



[参考]消費税率10%
(三党合意の考え方)

2. 消費税増収分全体



参考資料

【参考１】税制抜本改革法第７条第１号イ～ハの概要

○ 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ イ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

【参考２】社会保障改革プログラム法第28条の概要

○ 第二章（講ずべき社会保障制度改革の措置等）の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、税制抜本改革法の施行により増加する消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

軽減税率による減収額の試算について

対象品目	税率軽減幅 1 %	税率軽減幅 2 %
① 全ての飲食料品	6, 9 0 0 億円	1. 4 兆円程度
② ①－酒類 (酒類を除く飲食料品)	6, 6 0 0 億円	1. 3 兆円程度
③ ②－外食	5, 1 0 0 億円	1. 0 兆円程度
④ ③－菓子類	4, 5 0 0 億円	9, 0 0 0 億円
⑤ ④－飲料	4, 1 0 0 億円	8, 2 0 0 億円
⑥ ⑤－その他の加工食品 (生鮮食品)	1, 7 0 0 億円	3, 4 0 0 億円
⑦ 米・みそ・しょうゆ	2 0 0 億円	5 0 0 億円
⑧ 精米	2 0 0 億円	4 0 0 億円

事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

これまでの制度の見直し

【平成9年税率引上げ時】

資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

【平成15年度改正】

適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引き下げ

【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

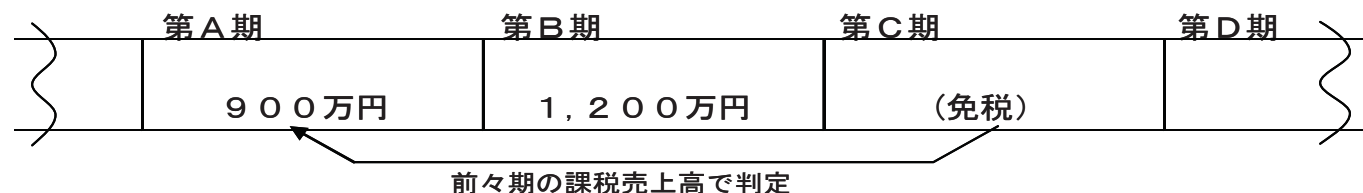
※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

【社会保障・税一体改革】

資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立後2年間に限る） ※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

【事例】



- 第C期 — 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

消費税の課税事業者数と免税事業者数(推計)

○ 課税事業者数 : 310万者

○ 免税事業者数(推計) : 513万者+ α

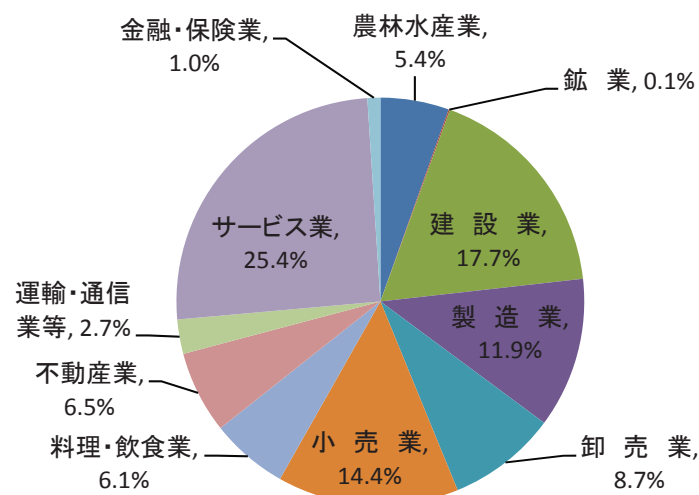
個人事業者数 : 116万者
法人数 : 195万社

個人事業者数 : 435万者
法人数 : 77万社

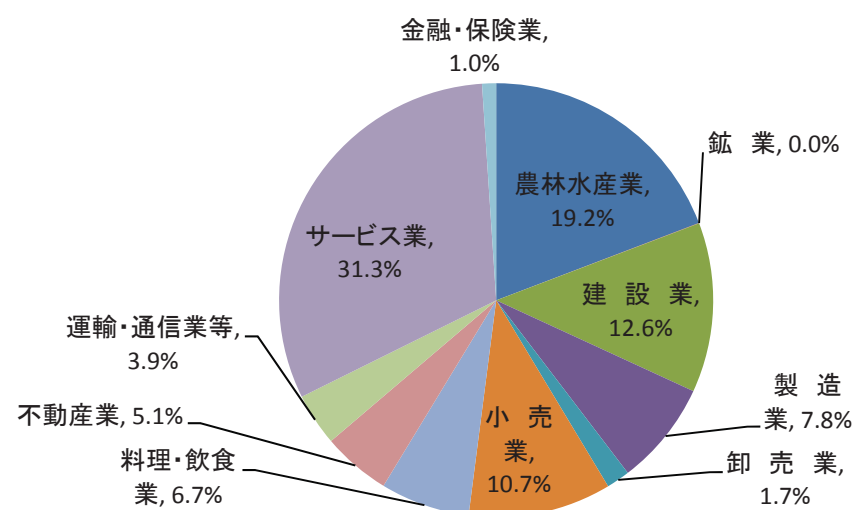
・ 簡易課税適用事業者数 : 123万者(個人事業者数 : 69万者 法人数 : 54万社)

※ 課税売上高5,000万円以下の事業者 が選択可

【課税事業者の業種別内訳】



【免税事業者の業種別内訳】



(注1) 免税事業者数は、次の統計等により、個人事業者数と法人数の合計から課税事業者数を差し引くことにより推計。

- ・ 個人事業者数については、平成22年国勢調査(総務省)
- ・ 法人数、課税事業者数については、平成25年度税務統計(国税庁)

(注2) 上記の免税事業者数のうち、農林漁業者数は98万者(国勢調査において、主として農業を営んでいる事業者数等をもとに推計したもの)。

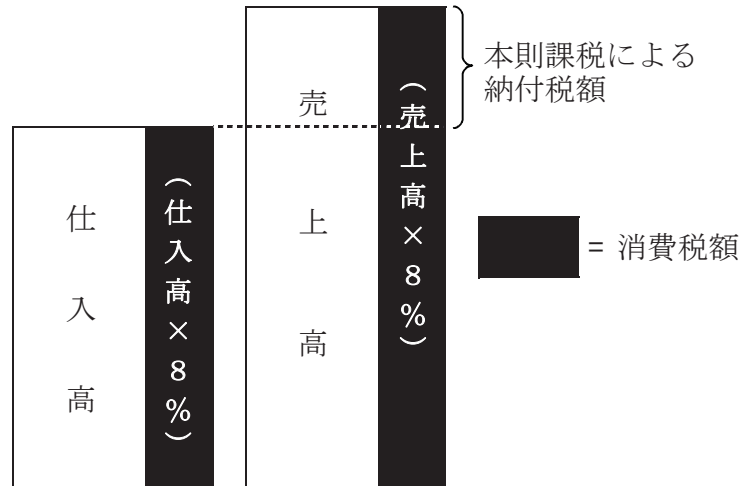
なお、2010年世界農林業センサス(農林水産省)等によれば、兼業農家等を含む農林水産業者(192万者)のうち販売金額1,000万円以下の事業者数は、177万者。

(注3) 免税事業者の+ α とは、国勢調査で事業者として把握されていない者。

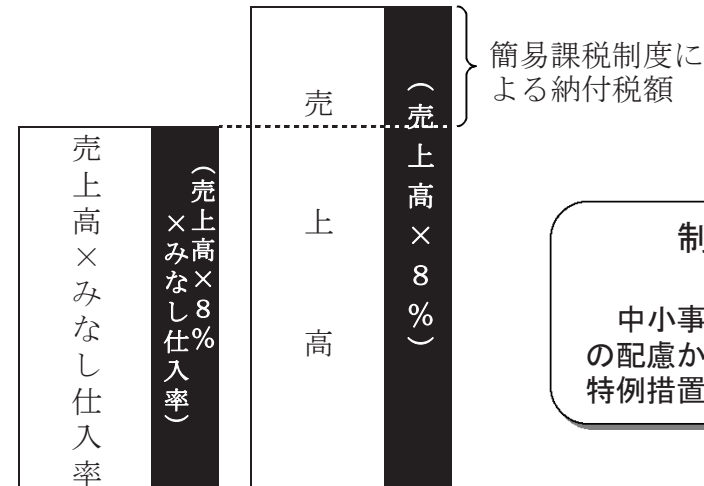
簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。

本則課税



簡易課税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 8\% - \text{仕入高} \times 8\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 8\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 8\% = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

（注） サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

消費税の簡易課税制度の改正の推移

		創 設 時	平成 3 年改正 (平成 3 年10月から適用)	平成 8 年度改正 (平成 9 年 4 月から適用)	平成15年度改正 (平成16年 4 月から適用)	平成26年度改正 (平成27年 4 月から適用)
	適用上限 (課税売上高)	5 億円	4 億円	2 億円	5, 000万円	5, 000万円
みなし仕入率	卸 売 業	9 0 % (第一種)	9 0 % (第一種)	9 0 % (第一種)	9 0 % (第一種)	9 0 % (第一種)
	小 売 業	8 0 % (第二種)	8 0 % (第二種)	8 0 % (第二種)	8 0 % (第二種)	8 0 % (第二種)
	農 林 水 産 業		7 0 % (第三種)	7 0 % (第三種)	7 0 % (第三種)	7 0 % (第三種)
	鉱 業					
	建 設 業					
	製 造 業		6 0 % (第四種)	6 0 % (第四種)	6 0 % (第四種)	6 0 % (第四種)
	料理飲食業等			5 0 % (第五種)	5 0 % (第五種)	5 0 % (第五種)
	金融業及び保険業					
	運輸・通信業			4 0 % (第六種)	4 0 % (第六種)	4 0 % (第六種)
	サ ー ビ ス 業					
	不 動 産 業					

主要国における免税点制度・簡易課税制度の概要

	日本	フランス €=¥145 (2015. 1)	ドイツ €=¥145	イギリス £=¥183
【免税点制度】	前々課税期間の課税売上高 1,000 万円以下	前年の課税売上高 1,192 万円以下 かつ 当年の課税売上高 1,309 万円以下	前年の課税売上高 254 万円以下 かつ 当年の課税売上見込額 725 万円以下	直近 1 年間の課税売上高 1,482 万円以下 又は 今後 1 年間の課税売上見込額 1,446 万円以下
【簡易課税制度】	前々課税期間の課税売上高 5,000 万円以下 ・売上税額にみなし仕入れ率を乗じて、仕入税額を計算。 ・みなし仕入れ率は、90%（卸売業）～40%（不動産業）の 6 区分。	なし —	前暦年の課税売上高 890 万円以下 ・課税売上高に平均率を乗じて、仕入税額を計算。 ・平均率は、12.5%（燃料の小売業）～1.6%（建物窓清掃業）の 44 区分。	今後 1 年間の課税売上見込額 2,745 万円以下 ・売上総額に平均率を乗じて、納付税額を計算。 ・平均率は、14.5%（法律サービス業等）～4%（食品等の小売業）の 17 区分。

（注 1）日本の免税点制度は、資本金 1,000 万円以上の新設法人（設立当初の 2 年間）等については、不適用。

（注 2）フランスの免税点制度は、サービス業（外食・宿泊業等を除く）については、前年の課税売上高が 477 万円以下で、かつ、当年の課税売上高が 506 万円以下の者に、適用。

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2015 年1月現在)

国 名	E C 指 令	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス	《参考》日 本 【請求書等保存方式】
仕 入 税額控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者に支払う べきまたは支払った付加価 値税額は控除可 (168 条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を 控除	帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一 括して割り戻す形(税込価額× 6.3/108)で計算した消費税額を控除
発行資格・ 義 務 者	事業者(220 条) ※ 免税事業者は税額記載 不可 (289 条)	事業者 ※ 免税事業者は税額記載 不可	事業者 ※ 免税事業者は税額記載 不可	登録事業者 (登録番号が付与される) ※ 非登録事業者(免税事業 者)は発行不可	請求書等の発行者に制限なし
記載事項	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等 (226 条)	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税登録番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	【請求書等の記載事項】 ① 年月日 ② 書類の作成者の氏名又は名称 ③ 書類の交付を受ける当該事業 者の氏名又は名称 ④ 資産又は役務の内容 ⑤ 税込対価 ※ 税額の記載は任意
免税事業 者からの 仕 入 れ	—	インボイスに税額の記載 がないため、仕入税額控除 できない 免税事業者が税額記載し た場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記 載税額の納付義務あり)	インボイスに税額の記載 がないため、仕入税額控除 できない 免税事業者が税額記載し た場合にも、税額控除不可 (当該免税事業者には、記 載税額の納付義務あり)	インボイスがないため、仕 入税額控除できない 非登録事業者がインボイ スを発行した場合にも、税額 控除不可 (当該免税事業者には、記 載税額の納付義務あり)	免税事業者が発行した請求書等 の場合にも、税額控除を容認